

店舗・施設・事務所(企業)の方へ

禁煙のステッカーを 無料で配布します

ステッカーを希望する場合は、裏面の申込用紙に必要事項を記入し、FAXまたは郵送してください。

尚、飲食店は、「豊橋市受動喫煙防止条例」により「禁煙」の標識掲示も義務づけられています。



禁 煙

加熱式たばこも、ご遠慮いただいております。

No Smoking

No Heated Tobacco

「健康増進法の一部を改正する法律」(令和2年4月全面施行)により

飲食店や職場など多くの施設は**原則屋内禁煙**です

ルール

多くの施設で**屋内は原則禁煙**です。

学校・病院・児童福祉施設等は、**屋内も敷地内も原則禁煙**

例



学校



病院



保育園・幼稚園・認定こども園

※豊橋市受動喫煙防止条例により
喫煙場所の設置も不可



飲食店や職場等は、**屋内は原則禁煙**

例



事務所



飲食店



工場



ホテル

例外あり:
屋内でも基準を満たした喫煙室、ホテル
や旅館の客室、住居、法に基づく届出済
の小規模飲食店等では喫煙することが
できます。

ルール

タバコを吸う時や喫煙場所を設置する際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。



罰則等

違反時には、罰則等が科せられる場合があります。

禁煙エリアでの喫煙(加熱式たばこ含む)

対象:すべての人 **最大30万円**

禁煙エリアへの灰皿等の設置

対象:管理権原者 **最大50万円**



【申込・問合せ】

豊橋市保健所 保健医療企画課

〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地
電話0532-39-9149 FAX 0532-38-0780



ご協力ありがとうございます。